人事院事務総局公示第１号

人事院事務総長は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第４項の規定に基づき、昭和60年人事院事務総局公示第１号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年５月30日　　人事院事務総長　佐々木雅之

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　（略） 2　委任する権限及び所掌事務 一　国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する次に掲げる事項 ⑴　第60条第１項前段の規定に基づき、人事院規則８―18（採用試験）別表第１国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項第１号及び第11号、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第１号及び第２号並びに同表刑務官採用試験（高卒程度試験）の項第１号から第４号までに掲げる官職に人事院規則８―12（職員の任免）第39条第１項第３号に掲げる場合の臨時的任用を行うことについて承認すること。 ⑵　（略） 二・三　（略） ３・４　（略）	1　（略） 2　委任する権限及び所掌事務 一　国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する次に掲げる事項 ⑴　第60条第１項前段の規定に基づき、人事院規則８―18（採用試験）別表第１国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項第１号及び第11号、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第１号及び第２号並びに同表刑務官採用試験の項第１号から第４号までに掲げる官職に人事院規則８―12（職員の任免）第39条第１項第３号に掲げる場合の臨時的任用を行うことについて承認すること。 ⑵　（略） 二・三　（略） ３・４　（略）

2　この決定による改正は、令和７年12月１日から効力を発生する。

人事院事務総局公示第２号

人事院事務総長は、人事院規則８―18（採用試験）第５条第１項の規定に基づき、平成23年人事院事務総局公示第２号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年５月30日　　人事院事務総長　佐々木雅之

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	地域試験の名称	地域の範囲
（略）	（略）	（略）	（略）
刑務官採用試験（高卒程度試験）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	地域試験の名称	地域の範囲
（略）	（略）	（略）	（略）
刑務官採用試験	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

2　この決定による改正は、令和７年12月１日から効力を発生する。